

6 月定例教育委員会次第

日 時 令和8年6月30日（火）午前9時30分から

場 所 市役所 8F 大ホール

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 報告事項

第1号 教育長報告

第2号 各課からの報告

(1) 学校教育課

(2) こども課

(3) 幼児教育課

(4) 生涯学習課

(5) 公民館

(6) 文化財課

(7) スポーツ健康課

第3号 教育委員会共催後援

(1) 生涯学習課

(2) スポーツ健康課

4 議 案

(1) 行政財産使用許可について

(2) 「下ノ原遺跡」の文化財の指定について

(3) 長野県知事選挙に関わる施設の臨時休館について

5 検討事項

6 その他

(1) 市議会6月定例会一般質問について

(2) 市議会6月定例会議決結果について

(3) 茅野市奨学金審査会委員の選出について

(4) 学校での生成AI利活用に関するガイドライン

(5) ロングモント市・茅野市ホームステイ交流事業について

(6) その他

次回定例教育委員会日程について

7月24日（金）午前9時30分「8階大ホール」

（事務局会議 7月10日（金）午前9時00分「602会議室」）

7 閉会

1	月	トヨタ自動車交通安全読本寄贈
2	火	定例教委
3	水	市校長会 議会開会
4	木	
5	金	
6	土	
7	日	市総合体育大会開会式
8	月	遠藤建機様より寄付金寄贈
9	火	博物館協議会
10	水	市教頭会
11	木	議案質疑 全協
12	金	
13	土	
14	日	
15	月	市表彰審査会 保育協会総会
16	火	
17	水	
18	木	
19	金	予算決算委員会
20	土	諏訪美術会受賞式
21	日	Peaks Alumai寄付金寄贈
22	月	
23	火	
24	水	県教育委員会学校訪問(北山小 豊平小)
25	木	教職員組合あいさつ
26	金	諏訪小中別校長会(豊平小) 議会最終日 災害対策庁内会議
27	土	
28	日	
29	月	地域経営会議
30	火	教委定例会 宮川小セカンドブック手渡し会

学校教育課

7月行事予定

報告第2号

日	曜日	行 事 名	時間	開 催 場 所	備 考
1	水	市校長会	9:00～12:00	市役所 7F 701会議室	教育長
6	月	長野県都市教育長協議会	10:00～16:00	飯田市役所	教育長
7	火	主幹指導主事訪問	8:40～16:30	永明小学校・永明中学校・米沢小	教育長
8	水	教育支援委員会答申	14:00～15:30	市役所 7F 705会議室	教育長・教育委員
9	木	主幹指導主事訪問	8:40～14:30	北部中学校・湖東小学校	教育長
9	木	教育環境検討有識者会議	19:00～20:30	市役所 7F 702会議室	教育長
10	金	教育委員会事務局会議	9:00～9:30	市役所 6F 602会議室	教育長
10	金	諏訪地方市町村教育委員会事務局研修会（開催市あいさつ）	14:00～14:30	議会棟 大会議室	教育長
13	月	主幹指導主事訪問	8:40～16:30	金沢小学校・宮川小学校・長峰中学校	教育長
22	水	主幹指導主事訪問	8:40～16:30	泉野小学校・東部中学校・玉川小学校	教育長
23	木	市町村教育委員会と県教育委員会との懇談会	13:30～16:00	諏訪合同庁舎講堂	教育長職務代理者
24	金	定例教育委員会	9:30～11:00	市役所 8F 大ホール	教育長・教育委員

◎ 定例教育委員会資料

①課の行事全てを記入してください。また、教育委員が出席する場合は備考欄に記入してください。

②講座については、回数、開催日、終了日を記入してください。

こども課 7月行事予定

日	曜日	行 事 名	時間	開 催 場 所	備 考
1	水	「青少年の被害・非行防止全国強調月間」並びに「社会を明るくする運動強調月間」における街頭啓発	7:10～8:00	茅野駅	教育長、教育委員
2	木	「大型絵本おはなし会」&折り紙工作・自由あそび	10:00～11:00	金沢地区こども館	
3	金	縄文キッズワールドで遊ぼう	10:30～11:30	豊平地区こども館	毎週金曜日開催
4	土	おはなし会・つくってあそぼう「紙コップけん玉」と「折り紙うちわ」	10:30～12:00	玉川地区こども館	
4	土	親子体験講座 おやかおかね教室	10:30～・13:30～	ちの地区こども館	
6	月	えほんとなかよし	10:30～11:30	ちの地区こども館	
6	月	歯の話	11:15～12:00	こども館0123広場	
6	月	おりがみ教室	14:30～16:30	ちの地区こども館	
7	火	こども家庭相談日	10:00～16:00	こども館0123広場	21日も開催
8	水	保育園おはなし会	9:15～10:00	金沢地区こども館	
9	木	未就園児親子おはなし交流会「きいろいさくらんぼ」	10:30～11:30	泉野地区こども館	
9	木	未就園児の集い“キラキラ星”「そらとくも」を描こう	10:00～11:15	北山地区こども館	
11	土	子どもの成長を支える子ども会活動講演会	13:30～15:00	議会棟大会議室	
13	月	あじさいつくろ！週間	9:30～12:00 13:00～17:00	宮川地区こども館	17日まで開催
14	火	おはなし0123「ブックメイトぐりとぐら」	11:15～11:45	こども館0123広場	
15	水	「米沢育児相談会」未就園児の集い“天使のえくぼ”《お水あそび》	10:00～11:30	米沢地区こども館	

こども課 7月行事予定

17	金	えいごであそぼう	11:15～12:00	こども館0123広場	
23	木	お楽しみ会「みんなで“いろいろ”作っちゃお！」	14:30～16:00	米沢地区こども館	
23	木	未就園児親子おはなし交流会「きいろいさくらんぼ」	10:30～11:30	泉野地区こども館	
23	木	令和8年度第1回こども・家庭応援会議	18:30～20:00	議会棟大会議室	教育長 教育委員(委嘱者)
24	金	夏休み寺子屋教室	9:00～11:30	米沢地区こども館	27日も開催
24	金	寺子屋	9:30～12:00	泉野地区こども館	
24	金	夢のおひさまけんきゅ～じょ 守ろう!!いのち	10:00～11:00	湖東地区こども館	
24	金	つくってあそぼう	11:15～11:45 15:15～15:45	こども館0123広場	
27	月	寺子屋でかき氷とフラダンス	10:00～12:00	豊平地区こども館	
28	火	おはなし0123「ぐるんぱ」	11:15～11:30	こども館0123広場	
30	木	子ども防災教室＆水遊び	9:30～11:30	米沢地区こども館	
30	木	ほとりまつり	10:30～14:30	泉野地区こども館	
31	金	てがたの日	10:00～18:00	こども館0123広場	

①課の行事全てを記入してください。また、教育委員が出席する場合は備考欄に記入してください。

②講座については、回数、開催日、終了日を記入してください。

幼児教育課 7月行事予定

[illegible]

①課の行事全てを記入してください。また、教育委員が出席する場合は備考欄に記入してください。

②講座については、回数、開催日、終了日を記入してください。

生涯学習課 7月行事予定

日	曜日	行 事 名	時間	開 催 場 所	備 考
1	水	姉妹都市交流事業ロビー展(～7/27)	8:30～17:15	1階ロビー	
3	金	セカンドブック手渡し会	9:30～10:15	北山小学校	
3	金	セカンドブック手渡し会	12:50～13:35	永明小学校	
4	土	親子でチャレンジ調べる学習講座	13:00～16:30	図書館2階閲覧室	
5	日	親子でチャレンジ調べる学習講座	13:00～16:30	図書館2階閲覧室	
7	火	ロングモント市・茅野市姉妹都市交流事業 派遣団出発式	19:00～	市民活動センター	教育長
8	水	茅野市社会教育委員の会議	10:00～12:00	7階701・702会議室	教育長
8	水	ファーストブックプレゼント	12:40～13:30	健康管理センター	
16	木	ロングモント市・茅野市姉妹都市交流事業 ロングモント市派遣団茅野市滞在(～7/26)			
16	木	ロングモント市・茅野市姉妹都市交流事業 ウェルカムパーティー	18:30～	市民活動センター	教育長
18	土	調べる学習優秀作品展示(～8/31)	10:00～18:00	図書館	
21	火	茅野市人権教育推進委員会	10:00～11:30	8階大ホール	教育長
22	水	ファーストブックプレゼント	12:40～13:30	健康管理センター	
23	木	ロングモント市・茅野市姉妹都市交流事業 ロングモント団表敬訪問	10:30～	第2応接室	教育長
24	金	調べる学習応援期間(～8/5)	10:00～17:30	図書館	
25	土	ロングモント市・茅野市姉妹都市交流事業 フェアウェルパーティー	12:00～	議会棟大会議室	教育長
26	日	ロングモント市・茅野市姉妹都市交流事業 茅野市派遣団ロングモント市滞在(～8/5 ※8/6帰国)			

①課の行事全てを記入してください。また、教育委員が出席する場合は備考欄に記入してください。

②講座については、回数、開催日、終了日を記入してください。

生涯学習課・図書館 7月行事予定

日	曜日	行 事 名	時間	開 催 場 所	備 考
4	土	七夕おはなし会とプラネタリウム	10:30～11:30	図書館2階おはなしの部屋・閲覧室	
9	木	図書館でティータイムを	10:30～11:30	図書館前庭	
9	木	どんぐりちいさなおはなし会	10:45～11:15	図書館1階どんぐり図書室	
11	土	紙芝居だいすき！	10:30～11:00	図書館2階おはなしの部屋	
12	日	ボードゲーム講座	13:00～15:00	図書館2階おはなしの部屋	
18	土	0. 1. 2おはなし会	10:30～11:00	図書館2階おはなしの部屋	
18	土	おはなしわ～んど	11:00～11:30	図書館2階おはなしの部屋	
18	土	おなかの赤ちゃんおはなし会	11:30～12:00	図書館2階おはなしの部屋	
20	月	パネルシアターであそぼう！	10:45～11:15	図書館1階どんぐり図書室	
25	土	0. 1. 2おはなし会	10:30～11:00	図書館2階おはなしの部屋	
25	土	おはなしわ～んど	11:00～11:30	図書館2階おはなしの部屋	
26	日	ボードゲーム講座	13:00～15:00	図書館2階おはなしの部屋	

①課の行事全てを記入してください。また、教育委員が出席する場合は備考欄に記入してください。

②講座については、回数、開催日、終了日を記入してください。



— 講座より —

写真は、意味になる前のイメージ。
意味になる前の叫び。言葉になる前の
感嘆。その反応のようなものだと思う。

人は忘れてしまう。どんなに大切だ
とっていたことも、感触しか残らない
という感覚がある。だから、大切に
したいとシャッターを切っている。

ヒマラヤへの長い旅 一步一步の記憶

8月に企画展「石川直樹展」

茅野市美術館ではこの夏、企画展「石川直樹展 ヒマラヤへの長い旅」を、8月1日(土)から30日(日)の会期で開催します。

本展では、写真家・石川直樹さんが24年にわたって自らの足で歩いてきたヒマラヤの険しくも美しい山々と、その頂きへ至る道のりで撮影された写真群を展示します。

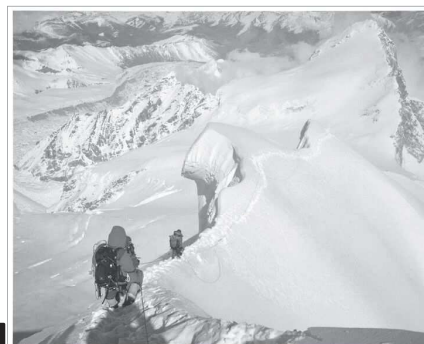
8000m峰の頂きへと連なる、24年間のヒマラヤでの歩み。その旅の軌跡を、山岳文化が息づくこの地でたどりま。

レポート

講座

記録としての写真が
記憶になる
写真/旅/地域

今年2月には、石川直樹さんを講師に迎え、講座を行いました。これまでの旅で捉えた数々の写真とともに、お話をうかがいました。



石川直樹／

シリーズ『SHISHAPANGMA』より(2024)

詳しい内容は
HPをご覧ください



関連イベント

対談

「記録／記憶としての写真」

要申込

8/2(日) 13:30～ 会場:アトリエ

☎ 笠原美智子(長野県立美術館館長、写真評論家)
石川直樹(写真家)

☎ 100名(先着順) ☎ 無料

アーティストトーク「14の頂き、
24年間の旅の記憶をたどる」

要申込

8/23(日) 13:30～ 会場:アトリエ

☎ 石川直樹(写真家)

☎ 100名(先着順) ☎ 無料

茅野市美術館 夏の企画展

石川直樹展 ヒマラヤへの長い旅

8/1(土)～8/30(日)

10:00-18:00 茅野市美術館

観覧料:一般 500円(300円)
高校生以下 無料

※()内は20名以上の団体料金。

※障がい者手帳、療育手帳をお持ちの方と付添の方1名は無料。

休館日:火曜日

*8/11(火・祝)開館、翌12(水)休館

作家によるギャラリートーク

8/22(土) 13:30～ 会場:美術館

☎ 石川直樹(写真家)

☎ 無料(要観覧券チケット)

※申込み不要。混雑時に入場制限の場合あり。

きてみて!おしゃべりアート

8/11(火・祝) 11:00～ 会場:美術館

ガイド:茅野市美術館サポーター、学芸員

☎ 無料(要観覧券チケット)

学芸員によるギャラリートーク

8/28(金) 11:00～ 会場:美術館

☎ 無料(要観覧券チケット)

■ 他、市内小中学校との連携事業を開催予定です

茅野市民館 指定管理者
株式会社地域文化創造



〒391-0002

長野県茅野市塚原一丁目1番1号

TEL 0266-82-8222

FAX 0266-82-8223

休館日:火曜日(祝日の場合、翌平日)

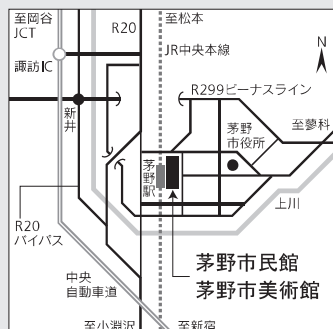
年未年始(12/29～1/3)

開館時間 9:00～20:00

※施設利用のある場合は22:00まで

図書室 9:00～19:00

<http://www.chinoshiminkan.jp/>



日	曜日	催 物	会 場	開 演	料 金	お問い合わせ
5	日	ながたピアノ教室発表会	コンサートホール	14:00	無料 (関係者のみ)	長田 0266-72-0355
11	土	第6回蓼科高原音楽祭 金子三勇士 ピアノ・リサイタル ～ピアノの貴公子がおくるリスト&シューマンの世界～	コンサートホール	14:00	4,500	蓼科高原音楽祭実行委員会 0266-77-5375
12	日	河西絢子ヴァイオリンリサイタル2026	コンサートホール	14:00	一般3,000 学生2,000 (大学生まで)	河西絢子リサイタル事務局 concert.a85.k@gmail.com
16	木	柳澤会計グループ 経営革新サマーセミナー	コンサートホール	15:00	無料	セミナー係 0266-72-5060
19	日	第6回蓼科高原音楽祭 瀬崎明日香&マルモ・ササキ ヴァイオリン×チェロ デュオ・リサイタル	コンサートホール	14:00	3,500	蓼科高原音楽祭実行委員会 0266-77-5375
20	月 (祝)	第四十回日本民謡舞踊連盟 関東・甲信大会	マルチホール	11:30	無料 (要入場券) ※当日配布あり	日本民謡舞踊連盟 03-3318-3181
25 ・ 26	土 ・ 日	茅野クラフトフェア	マルチホール ほか	9:30-16:00	無料	細川 090-8328-4101

1 13	1 月	令和8年度 茅野市美術館 常設展 第1期収蔵作品展 ようこそ、美術館へー近年の収蔵作品から	常設展示室	9:00-19:00	無料	茅野市美術館 0266-82-8222
1 15	水 ・ 日	第8回小林英一絵画教室 「原・松本・奈良・西宮 合同展」 第19回南イタリア(プロチダ島、アマルフィ海岸) スケッチ旅行展(同時開催)	市民ギャラリー	10:00-17:00 (最終日16:00)	無料	小林 0266-75-3567
9 13	木 1 月	集団こまくさ写真展2026	市民ギャラリー	10:00-18:00 (初日12:00-)	無料	事務局 窪田治平 080-5108-0389
19 1 26	日 1 日	第68回茅野市美術展	茅野市美術館	9:30-18:00 (最終日16:00)	無料	茅野市美術協会 会長 伊藤彰敏 090-4153-5260

2026.6.5 現在

チケット情報

第14回 寒天寄席
春風亭昇太 独演会9/2 (水) 19:00開演 (18:00開場)
会場 マルチホール地域の皆様に親しまれてまいりました「寒天寄席」。
今回は、春風亭昇太独演会を行います。

チケット料金〈全席指定〉

S席 4,000円
A席 3,500円
B席 2,500円

チケット発売日: 7/4 (土) ~

*電話による受付は7/5 (日) からとなります。
チケット発売初日に完売した場合、この限り
ではありません。公演の詳細は、
ホームページを
ご覧ください

共同主催: 茅野市民館指定管理者 株式会社地域文化創造、おもしろ企画室

茅野市民館・茅野市美術館 長野県茅野市塚原一丁目1番1号 休館日: 火曜日(祝日の場合、翌平日)、年末年始(12/29~1/3)

※内容・時間等が変更となる場合があります。詳しくは各主催者へお問合せください。

◎最新情報: 茅野市民館ウェブサイト「イベントスケジュール」(月別) <http://www.chinoshiminkan.jp/schedule/index.html>

自治・協働課・中央公民館 7月行事予定

日	曜日	行 事 名	時間	開 催 場 所	備 考
2	木	高齢者大学教養講座(全7回5回目)	9:30～11:30	中央公民館	
2	木	はじめての空手道講座(全3回3回目)	19:00～20:00	中央公民館	
7	火	茅野どんばん唄い手養成講座(全6回2回目)	19:00～20:30	中央公民館	
9	木	高齢者大学技能講座(全8回3回目)	10:00～11:30	中央公民館	
9	木	第39回市民芸能祭説明会	19:00～	中央公民館	
14	火	茅野どんばん唄い手養成講座(全6回3回目)	19:00～20:30	中央公民館	
17	金	第39回市民音楽祭説明会	19:00～	中央公民館	
18	土	公民館安全講座「青切符導入で何が変わる」	10:00～11:00	中央公民館	
21	火	高齢者大学技能講座(全8回4回目)	10:00～11:30	中央公民館	
21	火	茅野どんばん唄い手養成講座(全6回4回目)	19:00～20:30	中央公民館	
22	水	【ロビー展】Rの会23「美術展」(～7/29)	正午～29日16:00	中央公民館	
25	土	夏休みこども向け茅野学講座「”諏訪の七不思議”現地を巡り観てこよう！」	8:20～11:50	中央公民館	
26	日	縄文アート講座「縄文ときどきモビールを作ろう！」	9:00～15:00	中央公民館	
28	火	茅野どんばん唄い手養成講座(全6回5回目)	19:00～20:30	中央公民館	
29	水	夏休みこども体験教室「親子で囲碁にチャレンジ」(全2回1回目)	19:00～20:30	中央公民館	

文化財課・尖石縄文考古館 7月行事予定

日	曜日	行 事 名	時間	開 催 場 所	備 考
4	土	縄文ゼミナール② 「縄文のビーナス」が出土したとき、そして国宝へ」	13:30～15:00	尖石縄文考古館	
11	土	縄文教室③(連続体験講座)「いろいろな土偶を作ってみよう(2)」	10:00～15:00	尖石縄文考古館	
18	土	縄文教室④ 「カラムシで糸作りを学び、チャームを作ってみよう」	10:00～15:30	尖石縄文考古館	
19	日	縄文教室④ 「カラムシで糸作りを学び、チャームを作ってみよう」	10:00～15:30	尖石縄文考古館	

◎ 定例教育委員会資料

①課の行事全てを記入してください。また、教育委員が出席する場合は備考欄に記入してください。

②講座については、回数、開催日、終了日を記入してください。

文化財課・ハケ岳総合博物館/神長官守矢史料館 7月行事予定

日	曜日	行 事 名	時間	開 催 場 所	備 考
活動中		市民研究員養成講座(植物グループ、コケグループ、キノコグループ、シダグループ、実験工作グループ、天文グループ、語り伝承グループ)	随時	ハケ岳総合博物館ほか	全7グループ、月1回程度
活動中		子ども自然研究クラブ、子ども科学工作クラブ	随時	ハケ岳総合博物館ほか	月1回程度
公開中		モバイルプラネタリウム公開 7月「小惑星フライバイ」(土日祝)	10:30～11:15、 13:30～14:15	ハケ岳総合博物館	
開催中		信州星景写真展・大西浩次「茅野展」2026「宇宙と地球が交差する瞬間 ―はやぶさ帰還の記録とハケ岳の星空―」(7月12日まで)	9:00～17:00	ハケ岳総合博物館	
1日	水	臨時休館	9:00～16:30	神長官守矢史料館	
5日	日	講演会「信州で見守る はやぶさ2最新ミッション」	14:00～15:30	ハケ岳総合博物館	
9日	木	学校―博物館連絡会	15:30～16:30	ハケ岳総合博物館	
11日	土	シダ観察会	9:00～正午	小泉山	
		さきおりでランチョンマット(12日)	10:00～11:30	ハケ岳総合博物館	
		星空観望会	19:30～21:00	北部中学校天体ドーム (北部生涯学習センター)	
12日	日	昼間の星を見る会	10:00～11:00	北部中学校天体ドーム (北部生涯学習センター)	
		ワクワク科学工作	10:00～11:30	ハケ岳総合博物館	
		古文書相談会	10:30～正午	ハケ岳総合博物館	
		古文書研究会	13:30～15:30	ハケ岳総合博物館	
18日	土	語り手講座	13:30～15:00	ハケ岳総合博物館	
		植物観察会	8:30～15:00	踊場湿原	
		博物館で星空観察会&望遠鏡相談会	19:30～21:00	ハケ岳総合博物館	
		写真展「信州の空 星と雲― SNSがひらく市民科学の新時代―」(9月27日まで)	9:00～17:00	ハケ岳総合博物館	
25日	土	古文書解読講座	13:30～15:30	ハケ岳総合博物館	
29日	水	草木染	10:00～正午	ハケ岳総合博物館	
30日	木	夏休み子ども教室(31日)	10:00～正午	ハケ岳総合博物館	

①課の行事全てを記入してください。また、教育委員が出席する場合は備考欄に記入してください。

②講座については、回数、開催日、終了日を記入してください。

スポーツ健康課 7月行事予定

日	曜日	行 事 名	時間	開 催 場 所	備 考
4	土	ちの地区コミュニティスポーツ教室「親子3B体操」①	10:00～11:00	ちの地区コミュニティーセンター2F	
5	日	生涯スポーツ健康講座「体力測定」	9:00～12:00	総合体育館メイン体育館	
6	月	にこにこ教室⑦	17:00～17:50	総合体育館サブ体育館	
6	月	小学生エンジョイスports教室⑥	18:00～18:50	総合体育館メイン体育館	
8	水	茅野市スポーツ推進委員会定例会④	19:30～	総合体育館 第一会議室	
13	月	にこにこ教室⑧	17:00～17:50	総合体育館サブ体育館	
13	月	小学生エンジョイスports教室⑦	18:00～18:50	総合体育館メイン体育館	
25	土	生涯スポーツ健康講座 「みんなでスポーツ(ニュースports体験)①」	15:00～17:00	総合体育館メイン体育館	
25	土	ちの地区コミュニティスポーツ教室「親子3B体操」②	10:00～11:00	ちの地区コミュニティーセンター2F	
25	土	玉川地区コミュニティスポーツ教室 「ハイキング八島湿原・物見岩」	6:30～	八島湿原	
29	水	茅野市スポーツリーダーバンク運営委員会②	19:00～20:30	総合体育館 第一会議室	

■ 共催・後援行事一覧(令和8年5月26日～令和8年6月20受付分) ■

報告第3号

生涯学習課

No. 1

番号	行 事 名	期 日	申 請 者		共催、後援 後援	市、教育委員会 の区別	備考 (申請日)
			団体名				
1	九代目春風亭柳枝独演会（くらんなか亭・てらんなか亭）	令和8年6月13日（土）、14日（日）	春風亭柳枝信州後援会		後援	市・教育委員会	5/25
2	浜匡子と仲間たちヴィヴァルディ「四季」コンサート	令和8年10月24日（土）	浜ヴァイオリン教室		後援	教育委員会	5/29
3	第9回すわびとオペラ旅 「ファンタスティック・オペラショー」	令和8年8月30日（日）13時30分開演	すわびとオペラ		後援	教育委員会	5/28
4	親子で体験！発達を促す運動あそび	令和8年6月21日（日）午前の部 10時～10時50分 11時～11時50分 午後の部 13時～13時50分 6月27日（土）時間は6月21日と同じ	株式会社ライトパス リーノちの		後援	教育委員会	6/1
5	第22回サマーキャンプin信州 2026	令和8年7月21日（火）～8月28日（金）（開催地により異なる）	（一社）長野県観光機構		後援	市・教育委員会	6/2
6	東山道リコーダーまつり2026	令和8年8月30日（日）	リコーダーFeb		後援	教育委員会	6/3
7	新日本フィルハーモニー交響楽団	令和8年11月8日（日）午後4時開演	岡谷市文化会館カノラホール		後援	教育委員会	5/28
8	令和8年度 子供電子工作教室	第1回 令和8年7月26日（日）9時30分～15時 /第2回 8月2日（日）9時30分～15時/ 第3回 9月5日（土）9時30分～12時	公益財団法人長野県産業振興機構 諏訪センター		後援	教育委員会	6/2
9	親子で学ぶアンガーマネジメントin諏訪	令和8年8月9日（日）	日本アンガーマネジメント協会関東支部		後援	教育委員会	6/10
10	すてぱフェス	令和8年9月26日（土）～27日（日）（予定）	株式会社 日本広告		後援	教育委員会	6/9

■ 共催・後援行事一覧(令和8年5月26日～令和8年6月20日受付分) ■

生涯学習課

No. 2

番号	行 事 名	期 日	申請者		共催、後援 の区別	市、教育委員会 の区別	備考 (申請日)
			団体名				
11	子ども・舞台・フェスタ@八ヶ岳	令和8年8月8日（土）9時30分～12日（水）14時15分	特定非営利活動法人 子どもと文化のNPO Art. 31		後援	市・教育委員会	6/3
12	Festival vo l.3 produce by Feeel	令和8年8月16日（日）	イベントチーム『Feeel』		後援	教育委員会	6/15
13	アート楽しみ隊vol. 35	令和8年8月6日（木）18時～20時	茅野市民館指定管理者株式会社地域文化創造		後援	市・教育委員会	6/15
14	手話講習会	令和8年10月6日（火）、13日（火）、20日（火）、27日（火）、11月10日（火）、17日（火）、24日（火）、12月1日（火）	茅野市手話サークル		後援	教育委員会	6/15
15	プレ記念事業「SUWA SPOOKY HALLOWEEN～スワハロ2026～」	令和8年10月18日（日）9時30分から16時まで	公益社団法人諏訪圏青年会議所		後援	市・教育委員会	6/17

■共催・後援行事一覧(令和8年5月21日～6月23日受付分)■

スポーツ健康課

番号	行 事 名	期 日	申請者		共催、後援 の区別	市、教育委員会 の区別	受付日	会 場
			団体名					
1	「足が速くなる教室」	7/17.21.24.28	一般社団法人 日本こどもスポーツ協会		後援	教育委員会	5/22	宮川小学校 (大体育館) 茅野市運動公園 (自由広場)
2	「初心者サッカー教室」	7/17.24	一般社団法人 日本こどもスポーツ協会		後援	教育委員会	5/22	茅野市運動公園 (自由広場)
3	第6回南信地区陸上競技大会兼 第2回南信中学生陸上競技記録会	7月5日	南信地区陸上競技協会		後援	市・教	5/22	茅野市運動公園 (陸上競技場)
4	バレーボール体験会	7月24日	Nex Way SC BOARS		後援	教育委員会	6/23	茅野市泉野小学校



様式第 129 号（第 186 条関係）

行政財産使用許可申請書

令和 8 年 6 月 10 日

茅野市長 今井 敦 殿

長野県諏訪郡下諏訪町西鷹野町 4559 番地 43
中部電力パワーグリッド株式会社
諏訪営業所長 大庭 剛（公印省略）

TEL 0266-26-8415

下記のとおり行政財産を使用させていただきます。

記

行政財産の名称	私立わかば保育園	所在地	茅野市宮川 11019-3
使用する部分の 面 積 等	上記行政財産の一部		
使用目的	電力供給及び電気通信事業のため		
使用期間	許可の日 から 令和 8 年 6 月 31 日まで / 8 日 (※申請者連絡済)		
その他必要な事項 (保管希望用品の 名称及び数量)	・位置図 ・平面図 ・現状写真 ・構造図 ・公図（写し） ・本柱 1 本 支線 1 条 アース極 3 極（電柱番号：07ト045）		

「下ノ原遺跡」の文化財の指定について

令和8年6月23日に、茅野市文化財保護条例及び施行規則に基づき、茅野市長 今井敦から下ノ原遺跡の文化財指定の申請書、同意書が提出されました。文化財指定したいと考えております。下ノ原遺跡を文化財指定することについて、文化財審議委員会に諮問したいと考えます。

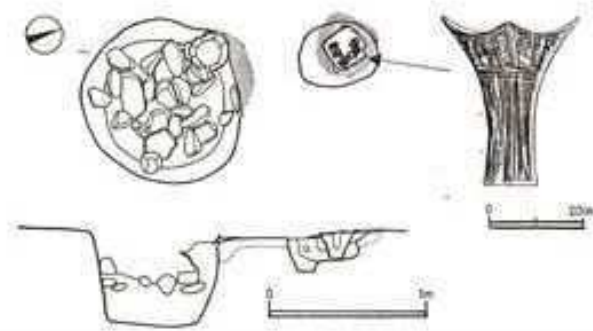
- (1) 名 称 史跡「下ノ原遺跡」
- (2) 所在地 茅野市玉川
- (3) 所有者 茅野市
- (4) 概 要 茅野市玉川 2945 ほか
- (5) 指定を申請する理由

下ノ原遺跡は、茅野市運動公園の建設に伴い、昭和49(1974)年から53(1978)年にかけて調査され、縄文時代前期末から後期前半にかけての集落址が発見されました。

第Ⅲ次調査が行われた通称「薬師田」と呼ばれている区画では、方形配置土坑(方形柱穴列)6基が茅野市域ではじめて検出されました。また波状口縁深鉢を埋設した埋甕炉状の遺構や、鉢かぶせ葬とみられる後期の土坑なども検出されています。

集落は縄文時代前期末葉から後期前半まで継続していたことが確認され、玉川地区を代表する縄文集落です。遺跡が展開する南側の台地裾には湧水があり、この湧水が縄文時代の人々の生活を支えていた可能性が考えられます。

以上の成果から、市民の間に保存の声が高まり、第Ⅲ次調査区の遺構は山砂を入れて保護され、土盛をして調査区全体が保存されました。このように、開発事業の進行中に設計変更などの末、遺跡中心部の保存が図られた画期的な遺跡であり、市の史跡にふさわしいと考えます。



埋甕炉状遺



指定文化財候補地位置図
(赤く囲まれている範囲)



調査全体図

赤線は指定箇所

長野県知事選挙における中央公民館の使用許可及び臨時休館について

令和8年8月の長野県知事選挙において、中央公民館が第12投票所として使用されることから、茅野市選挙管理委員長から下記の内容で施設の借用依頼がありました。

【依頼内容】

- | | | |
|---|------|---|
| 1 | 借用施設 | 茅野市中央公民館 |
| 2 | 借用範囲 | 建物及び敷地 |
| 3 | 借用日時 | 8月8日(土) 午前8時30分(投票所準備)から、
8月9日(日) 投票終了まで |

【審議事項】

- | | | |
|---|------|-----------------|
| 1 | 使用許可 | 8月8日(土)・8月9日(日) |
| 2 | 臨時休館 | 8月8日(土)・8月9日(日) |

令和8年茅野市議会6月定例会一般質問要旨

件 名	回 答 要 旨
○佐々木 美智子 議員 3 好きなことを通じて社会とつながれるまちへ 【要旨】不登校やひきこもりの若者支援において、従来の方法だけでなく、アニメやゲームなどのデジタル創作活動といった「好きなこと」を入口とした多様な居場所づくりや、オンラインからリアル社会への接続支援に関する市の考えを問う。 (1) 不登校・ひきこもり支援における多様な居場所の必要性 (2) デジタル・創作活動を通じた社会参加支援 (3) オンラインからリアル社会への接続支援	担当課：社会福祉課、学校教育課、生涯学習課 【答弁：教育長】 (1) 不登校支援では公民館やフリースクール、県のメタバースなどの多様な学びの場を提供し、ひきこもり支援では相談窓口「こもさぼ」等を通じて本人のペースに合わせた伴走支援を行っている。 【答弁：市長】 (2) デジタル創作活動を生涯学習の一環と捉え、「好き」や「得意」なことをきっかけに自信を取り戻し、社会と緩やかにつながっていくことを後押ししていく。 (3) 最終目標は、地域での自立。まずは、オンラインからリアルかを問わず、本人が自分らしく輝ける場所で社会と緩やかにつながっていく視点が必要であると考えている。
○野沢 明夫 議員 9 小中学校におけるPTAの存続について 【要旨】県内のPTAで解散が相次いでいる、市内の状況はどうか。 (1) 市内PTA活動の内容 (2) 保護者からの負担の声はあるか (3) PTA存続の保護者アンケートの実施	【答弁：教育長】 担当課：学校教育課 前提として、PTAは保護者と教職員が自主運営する任意団体であり、学校等の下部組織ではない。 (1) 子どもの安全確保、学校行事や環境整備のサポート、保護者同士の学び合いなどを行っている。 (2) 家庭環境の多様化や児童数減少に伴い、活動時間や役員負担に対する不安・重圧の声があることを把握している。 (3) PTAは、会員の自主的な合意形成で運営されるべき団体であるため、市主導のアンケート実施は考えていない。
○伊藤 勝 議員 13 学校給食費の無償化について 【要旨】3月定例会時は、国から詳細な情報がないとのことだった。8年度が始まったので再度質問する。 (1) 国からの詳細な情報等はあったか (2) 小学校給食費の保護者負担分を公費で負担する考えは (3) 中学校給食費の食材費高騰分に対する今後の考えは (4) 市内の地場産野菜提供の現況は	【答弁：教育長】 担当課：学校教育課 (1) 4月に交付金の要領等は施行されたが、不明点があるため現在県を通じて国へ確認している。 (2) 交付金活用で保護者負担は大幅に軽減されるが、制度上、食材費は引き続き保護者負担をお願いする。 (3) 国の交付金を活用し、値上げ分を補助することで保護者負担を昨年度と同額に維持する。今後の高騰時は国県の支援次第で検討。 (4) 各校の栄養士が地場産団体と連携し、野菜使用量の約2割を地場産で賄っている。 (5) 完全無償化とした場合、約1億3,200万円の経費が必要となる。今後も質の高い自校給食の提供を継続す

(5) 小中学校給食費の完全無償化の展望は	るため、食材費は保護者の負担としたい。今後、国等の支援があれば検討する。
○渋澤 務 議員 15 自転車青切符制度導入を踏まえた交通安全教育と道路環境整備について 【要旨】 自転車青切符制度導入を踏まえた交通安全教育と道路環境整備の両面から、市民の命を守るための取り組みについていく。 (1) 小中学生に対する自転車の交通安全教室や指導の実施について (2) 高校生、大学生の自転車通学の現状について (3) 自転車が利用しやすい道路整備について	【答弁：市長】 担当課：建設課、学校教育課 (1) 専門資格を持つ市職員が、最新の法改正や青切符の概念を織り交ぜて指導している。全小学校での実技講習と、全中学校での講話を継続的に実施。 (2) 市内高校の自転車通学者の把握はしているが、大学生の正確な実数は未把握。警察・学校と協力し、駅や校門での啓発および安全講話を行っている。 (3) 自転車通行帯や矢羽根標示を先行整備している。今後は、地域の交通実態に合わせた歩道通行の運用検討、安全な追い越し環境の整備、路面維持管理を継続する。
○机 博文 議員 17 保育園での白米提供による完全給食の考えについて 【要旨】 保護者会連合会からの白米提供を求める要望に対し、市の回答と課題の解決策について (1) 保護者要望の回答に理解が得られているのか (2) 白米提供の課題に対する解決策について	【答弁：教育長】 担当課：幼児教育課 (1) 「園児の成長に応じた個別の配慮が必要」との市の方針を説明し、課題について保護者会と共有を図った。多様な意見を把握するため、保護者を対象としたアンケート調査の実施準備を進めている。 (2) 実現には、調理員の増員や高額な設備投資、保護者の給食費負担増などの課題がある。今後はアンケートを通じて保護者ニーズを把握し、連携を強化していく。
○木村 かほり 議員 18 公共施設使用料改定後の市民活動への影響と支援について 【要旨】 2025年10月の公共施設使用料改定にともない無料から半額負担となった登録団体を対象に、現在の施設利用状況や各種活動への影響と、今後の活動継続に向けた支援体制や施設の果たすべき役割についていく。 (1) 使用料改定後の施設利用状況の変化について (2) 市民活動への影響と市の認識について (3) 住民自治を支える市民活動・生涯学習への支援について	【答弁：市長】 担当課：自治・協働課 (1) 改定前後で中央公民館の利用者数は微増しており、半額負担となった団体の利用件数にも大きな変化はない。各団体は予約時間や部屋を工夫しながら活動を継続している。 (2) 団体の登録更新数に大きな変化はなく、更新しなかった主な理由は会員の高齢化や減少によるもの。使用料改定による活動への深刻な影響は限定的であると認識している。 (3) 支援を一元化するため、令和8年4月に「自治・協働課」を発足した。現在はプロジェクト組織を立ち上げ、生涯学習の成果を地域自治の実践に結びつける新たな支援体制の構築を進めている。

○向山 平和 議員 20 小学校トイレの洋式化について 【要旨】市内の小中学校トイレを洋式中心に改善することについて (1) 設置状況について (2) 利用の実態について (3) 児童生徒の声について (4) 洋式中心への改善について	【答弁：教育長】 担当課：学校教育課 (1) 整備計画目標の50%に対し、現在の洋式化率は61.6%となっている。 (2) 洋式が好まれる一方、衛生面から和式を選ぶ子もあり、災害時の備えとして和式の経験も重要と考えている。 (3) 「使い方が分からない」という声と「和式が衛生的」という声が混在しており、多様なニーズがあると認識している。 (4) 現時点で必要な洋式数は確保できているため、一律の洋式化は行わず、今後の大規模改修等の機会に実態に合わせて対応。
○小尾 一郎 議員 21 中学校部活動の地域展開について 【要旨】部活動の地域展開は、教員の負担を減らす一方で地域への負担が増える矛盾があり、市民の理解と協力が不可欠であるため、市の方針について正しい理解のため質問する。 (1) 地域展開となった背景と目的について (2) 市及び中学校それぞれの関与範囲、関与期間に関する市の方針について (3) 計画立案主体、実施主体と責任の所在について (4) 市長、教育長、担当部署の役割と責任について (5) 地域展開の進捗状況と現時点での課題について (6) 今後の市のスポーツ・文化芸術活動とその中における小中学校の活動についての市長が抱く構想について	担当課：生涯学習課、スポーツ健康課 学校教育課 【答弁：教育長】 (1) 少子化に伴う生徒・教員の減少により、現行の学校単位での部活動維持が困難なため、教員の働き方改革と、生徒が将来にわたり活動に親しめる持続可能な環境づくりが目的。 (2) 休日部活動は令和8年度、平日部活動は令和13年度までに地域展開を完了予定。市は指導者確保や研修、中学校は情報提供や地域クラブ紹介を行い、最終的に地域主体の運営を目指す。 (3) 国の方針（ガイドライン）を基に、市と教育委員会が環境整備の役割を担う。個別の活動運営は各実施主体が行う。 (4) 市長が全体統括、教育長が方向性を示し、教育的意義の継承を統括。学校教育課が調整、スポーツ健康課・生涯学習課が各分野の指導者確保を担当。 (5) 現在14団体が登録済みで、新たな種目も増えている。一部の施設へ利用が集中するため、地域クラブ間の円滑な利用調整が当面の課題。 【答弁：市長】 (6) スポーツ・文化芸術活動を「生涯を通じた豊かな生き方」の根幹と位置づける。学校と地域資源を連携させ、地域ぐるみで子どもが創造性を育める環境を推進する。

令和 8 年茅野市議会 6 月定例会議決結果

議案番号・件名		議決年月日	議決結果
議案第 3 4 号	茅野市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて	令和8年6月3日	承認
議案第 3 5 号	茅野市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて	令和8年6月3日	承認
議案第 3 6 号	財産の無償譲渡について	令和8年6月26日	可決
議案第 3 7 号	市道路線の認定について（玉川菊沢地籍）	令和8年6月26日	可決
議案第 3 8 号	茅野市固定資産評価審査委員会委員選任の同意を求めることについて	令和8年6月3日	同意
議案第 3 9 号	茅野市議会議員及び茅野市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び茅野市議会議員及び茅野市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について	令和8年6月26日	可決
議案第 4 0 号	茅野市行政手続条例の一部を改正する条例について	令和8年6月26日	可決
議案第 4 1 号	茅野市営駐車場条例の一部を改正する条例について	令和8年6月26日	可決
議案第 4 2 号	茅野市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	令和8年6月26日	可決
議案第 4 3 号	茅野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	令和8年6月26日	可決
議案第 4 4 号	令和 8 年度茅野市一般会計補正予算（第 1 号）について	令和8年6月26日	可決

令和 8 年茅野市議会 6 月定例会議決結果

請願・陳情番号・件名		議決年月日	議決結果
請 願 1	社会福祉法等の一部を改正する法律案の慎重な審議を求める国への意見書提出を求める請願	令和8年6月26日	不採択

議案番号・件名		議決年月日	議決結果
議 第 2 号	意見書案の提出について（上下水道事業の老朽化対策・耐震化と経営基盤強化に向けた支援を求める）	令和8年6月26日	可決
議 第 3 号	意見書案の提出について（社会福祉法等の一部を改正する法律案の慎重な審議を求める）	令和8年6月26日	否決

茅野市奨学金審査会委員

	氏 名	職 名
委員長 (継続)	矢島 喜久雄	教育長職務代理者 (教育委員会委員)
副委員長 (継続)	若御子 雅英	元教育委員 (知識経験者)
委員 (継続)	竹村 節子	教育委員 (教育委員会委員)
委員 (継続)	伊藤 美奈	教育委員 (教育委員会委員)
委員 (継続)	田村 茂正	民生児童委員協議会長 (知識経験者)
委員 (継続)	小坂 秀王	民生児童委員協議会 主任児童委員長 (知識経験者)
委員 (新規)	竹内 和子	民生児童委員協議会 主任児童副委員長 (知識経験者)
委員 (継続)	猿谷 大和	茅野高等学校長 (教育関係者)
委員 (継続)	矢崎 知広	永明中学校長 (教育関係者)
委員 (新規)	篠原 利之	長峰中学校長 (教育関係者)
委員 (継続)	千野 憲一	北部中学校長 (教育関係者)
委員 (継続)	市川 寿	東部中学校長 (教育関係者)

※委員の委嘱は令和7年9月1日から令和9年8月31日までとして、
委員に欠員を生じたときの補欠委員は、前任者の残任期間とする。

茅野市
学校での生成 AI 利活用に関するガイドライン
(令和8年7月版)

茅野市教育委員会
茅 野 市 校 長 会

令和 8 年7月1日
Ver.1

目 次

はじめに	1
1 生成 AI について	2
(茅野市システム環境下で推奨する生成 AI)	
2 基本的な考え方	3
(1) 学校現場における人間中心の生成 AI の利活用	3
(2) 生成 AI の存在を踏まえた情報活用能力の育成強化	3
Box-1. 資質・能力の 3 つ柱に基づく情報活用能力の整理	
Box-2. 情報モラル教育の一層の充実について	
3 学校現場において押さえておくべきポイント	6
Box-3. 学校現場において生成 AI を利活用する際の著作権に関する留意点	
3-1 教職員が校務で利活用する場面	8
(1) 基本的な考え方	8
(2) 具体的な利活用場面	8
Box-4. 教職員による校務での利活用例	
(3) 利活用の際の留意点	10
3-2 児童生徒が学習活動で利活用する場面	11
(1) 基本的な考え方	11
(2) 具体的な利活用場面	11
Box-5. 学習場面において利活用が考えられる例、不適切と考えられる例	
(3) 利活用の際の留意点	13
Box-6. 課題に関する留意事項について	
参考	15
教職員が校務で利活用する際のチェック項目	
児童生徒が学習場面で利活用する際のチェック項目	

はじめに

(生成 AI の普及と論点)

近年、急速に進化を遂げている生成 AI は、かつてないスピードで社会に普及しており、その利便性とリスクの存在から社会に様々な影響を及ぼしている。これは、教育分野においても同様の状況である。一方、学校現場での利活用に関しては、学ぶことの意義そのものに対する根源的な論点、差別や偏見、環境負荷等の倫理的・社会的な論点、利活用に当たってのセキュリティ確保等の技術的な論点、それらを踏まえた具体的な取扱い等の実務的な留意点まで、非常に幅広い論点が指摘されている。

(資質・能力の育成に向けた生成 AI の利活用)

現行の学習指導要領は、AI の存在を前提として、生きて働く「知識及び技能」、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」といった資質・能力を確実に育成することを目指している。このような理念は、生成 AI が急速に進化している現在においても重要である。手軽に情報が得られるデジタル時代であるからこそ、学ぶことの意義についての理解を深めることや、個々の情報の意味を理解し、問題の本質を問うこと、単なる個別の知識の集積ではない深い意味理解を促すことが求められる。このような前提を踏まえれば、AI 時代を生きる子供たちが生成 AI をはじめとするテクノロジーを「ツール」として使いこなし、一人一人が才能を開花できるようになることは重要であり、生成 AI の学校における利活用は、そのための助けになり得るものである。

(茅野市の ICT 教育推進の経緯)

茅野市では「第 5 次茅野市総合計画 2018-2027」のもと、政策横断プロジェクトとして「茅野市 ICT 活用戦略 2018-2027」を定め、その推進に努めてきた。そこでは「ICT が支える、人にやさしい暮らし」のスローガンの元、「…ICT を活用した学びの創造や情報を主体的に活用する」ことを目指している。生成 AI の利用やそれへの向き合い方を育むことは、これからの社会を生きる子どもたちにとって、将来に係り積極的に取り組むべき課題として現に存在するものとなった。

そこで、これまでの ICT 教育推進の流れをさらに発展させるべく、本ガイドラインを策定し、市内の小中学校での生成 AI の活用の推進とともに、その際の留意点の指針を定めるものとする。

(本書の構成)

本書は、文科省「初等中等教育段階における 生成 AI の利活用に関するガイドライン」(令和 6 年 12 月 26 日)をもとに、本市小中学校に採用されている ICT 環境を考慮して作成している。本文中の BOX(青字部分)は、文科省ガイドラインに例示されている具体例であり、全国の先行事例として参考にされたい。

本ガイドラインは、教職員が学校現場における生成 AI の適切な利活用を実現するための参考資料となるよう、利活用に当たっての基本的な考え方や押さえるべきポイントをまとめたものであり、学校現場での生成 AI の利活用を一律に禁止したり義務付けたりするものではない。なお、今後の技術の進展や学校現場での取組等の状況を踏まえ、必要に応じて適宜改訂を進めていくものとする。

1 生成 AI について

(生成 AI の急速な進化と利活用の広まり)

生成 AI は、この数年で、文章だけでなく動画や音声等、異なる種類の情報をまとめて扱えるようになり、人間の反応と遜色ないスピードで応答ができるようになり、様々な技術革新が進んでいる。生成 AI は、あたかも人間と自然に会話しているかのような応答や、情報の収集・整理・分析結果等の出力が可能であり、文章の素案作成やイメージの生成、語学学習における利活用、プログラミングコードの生成など、様々な利活用が広がっている。

(学校現場における生成 AI の利活用)

こうした生成 AI の進展は学校現場においても、AI サービスが利活用可能な状況にあるだけでなく、1人1台端末の標準仕様であるブラウザや学習支援ソフトウェア、普段利用する検索エンジン等にも組み込まれている等、生成 AI を用いた様々なサービスが教育分野においても導入され、利活用の幅が広がりつつある。このような状況の中、テスト問題や各種文書のたたき台作成等の校務における生成 AI の利活用が進むほか、児童生徒の学習場面においても、一人一人のニーズや特性に合った学びを実現したり、新たな視点やより深い視点の出力から学びをより一層深めたりするなどの利活用が進むことが現実的に検討段階に入っている。

(生成 AI のリスクと技術的対策)

一方、生成 AI はその性質上、誤った出力(ハルシネーション)を完全に防ぐことは極めて難しいとされているほか、AI の学習過程・出力過程の信頼性・透明性への懸念、大量のデータに潜む偏見や差別等のバイアスをそのまま再生成することなど、様々なリスクも指摘されている。このようなリスクに対しては、様々な技術等も進展しており、また、そのような技術を採用入れたサービスを選択することによってリスクを軽減することも可能となりつつある。

(茅野市システム環境下で推奨する生成 AI)

茅野市で整備する児童生徒用・教職員用のアカウントは、Microsoft および Google のライセンスとして利用できる。その中でも Google では「教育版」での利用が可能である。加えて、各社の生成 AI 利用規約において、児童生徒が利用可能なサービスは、Google サービスのみであるため、以下の生成 AI を推奨する。

サービス	教職員	児童生徒	備考
Gemini	○	○	Google Workspace for education ライセンス ※
Notebook LM	○	○	〃
Copilot	○	×	Microsoft A5 ライセンス 教員アカウント付随)
その他	×	×	ライセンス・アカウントなし

※ 学習者用端末で検索エンジンから Gemini や Notebook LM を検索してもフィルタによりブロックされる。アプリからログインすることで利用可能となり、これにより Google Workspace for Education ライセンス機能が働く仕様となっている。

2 基本的な考え方

(1)学校現場における人間中心の生成 AI の利活用

(人間中心の原則)

生成 AI と人間との関係に対立的に捉えたり、必要以上に不安に思ったりするのではなく、生成 AI は使い方によって人間の能力を補助、拡張し、可能性を広げてくれる有用な道具にもなり得るものと捉えるべきである。その上で、生成 AI の出力はあくまでも「参考の一つである」「最適解とは限らない」ことを認識するとともに、リスクや懸念を踏まえつつ、最後は人間が判断し、生成 AI の出力結果を踏まえた成果物に自ら責任を持つという基本姿勢が重要である。(文科省 前掲ガイドラインより引用)

(児童生徒の学びと生成 AI)

児童生徒の学びにおいては、学習指導要領に示す資質・能力の育成に寄与するか、授業の目的達成や課題解決に対して効果的であるかなどを吟味した上で、生成 AI を利活用することが目的である。そのため、生成 AI を利活用することが目的であってはならない。

そのためには、適切な課題設定と指示文(プロンプト)により、自らの求める成果物につながる回答の出力を促し、その真偽や適切性を的確に判断できることが前提となる。このため、各教科等で学ぶ知識や文章を読み解く力、物事を批判的に考察する力、問題意識を常に持って問いを立て続けることや、その前提としての「学びに向かう力、人間性等」の涵養がこれまで以上に重要になる。そうした教育を拡充する際は、体験活動の充実をはじめとする教育活動における実体験と ICT 利活用とのバランスや調和に一層留意する必要がある。

(教師の役割と生成 AI)

教育は、教師と児童生徒との人格的な触れ合いを通じて行われるものであり、適切な指導計画や学習環境の設定、丁寧な実態把握と支援といった、学びの専門職としての教師の存在と役割は、生成 AI が社会インフラの一部となる時代において、より重要なものになる。学校現場における生成 AI の効果的な利活用を実現するためにも、生成 AI の仕組みや特徴を理解するなど、教師には一定の AI に対するリテラシーを身に付けることが求められる。例えば、情報技術を日常の校務等に活用しつつ、教師自身が新たな技術に慣れ親しみ、利便性や懸念点、賢い付き合い方を知っておくことが、教育活動で適切に利活用する素地を作ることに繋がる。あわせて、このような教師の学びをサポートできるよう、環境の整備や研修機会等の提供も求められる。

(2)生成 AI の存在を踏まえた情報活用能力の育成強化

(学習の基盤となる資質・能力としての情報活用能力)

学習指導要領では、「情報活用能力(情報モラルを含む)」を言語能力、問題発見・解決能力とともに学習の基盤となる資質・能力として位置付けており、情報を主体的に捉え、活用すること、情報技術を学習や日常生活に活用できるようにすることの重要性を強調している。情報活用能力は、世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報および情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力である。各学校においては、教科等横断的な視点

からの教育課程の編成を通じて、各教科等の学習の過程における指導の中で情報活用能力を育成することが期待されている。

Box-1. 資質・能力の 3 つ柱に基づく情報活用能力の整理

学習指導要領解説総則編では、情報活用能力を以下の 3 つの柱に基づき整理をしている。情報活用能力をより具体的に捉えれば、学習活動において必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報を分かりやすく発信・伝達したり、必要に応じて保存・共有したりといったことができる力であり、さらに、このような学習活動を遂行する上で必要となる情報手段の基本的な操作の習得や、プログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計に関する資質・能力等も含むものである。

○知識及び技能(何を理解しているか、何ができるか)

情報と情報技術を活用した問題の発見・解決等の方法や、情報化の進展が社会の中で果たす役割や影響、技術に関する法・制度やマナー、個人が果たす役割や責任等について、情報の科学的な理解に裏打ちされた形で理解し、情報と情報技術を適切に活用するために必要な技能を身に付けていること。学的な理解に裏打ちされた形で理解し、情報と情報技術を適切に活用するために必要な技能を身に付けていること。

○思考力、判断力、表現力等(理解していること、できることをどう使うか)

様々な事象を情報とその結びつきの視点から捉え、複数の情報を結びつけて新たな意味を見いだす力や問題の発見・解決等に向けて情報技術を適切かつ効果的に活用する力を身に付けていること。

○学びに向かう力、人間性等(どのように社会・世界と関わりよりよい人生を送るか)

情報や情報技術を適切かつ効果的に活用して情報社会に主体的に参画し、その発展に寄与しようとする態度等を身に付けていること。

(文科省 前掲ガイドラインより引用)

(情報活用能力の育成強化)

生成 AI は、加速度的に普及・発展しており、すでに一定数の児童生徒が学校外で何らかの形で生成 AI に触れていると考えられる。さらに、普段利用する検索エンジン等に組み込まれた生成 AI の出力結果を意図せず利用していることもあり、様々な形で生成 AI が社会生活に組み込まれつつある。これらを踏まえれば、情報活用能力の育成に当たっては、生成 AI が社会の中で果たす役割や影響、生成 AI に関する法制度やマナー等について科学的な理解に裏打ちされた形で理解すること、問題の発見・解決等に向けて生成 AI を適切かつ効果的に利活用し、情報社会に主体的に参画する態度を身に付けていくことが期待される。特に、多くの社会人が生産性の向上に活用している生成 AI の仕組みの理解や、どのように学びに生かしていくかという視点、また、近い将来使いこなすための力を各教科等の中においても意識的に育てていくことが重要であり、発達の段階や各学校段階、児童生徒を取り巻く環境や地域の実情等を踏まえつつ、情報モラルを含む情報活用能力の育成を一層充実させていく必要がある。

Box-2. 情報モラル教育の一層の充実について

学習指導要領解説総則編では、情報活用能力に情報モラルが含まれることを特に示している。情報モラルは「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」であり、具体的には、他者への影響を考え、人権、知的財産権等自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任を持つことや、犯罪被害を含む危険の回避等、情報を正しく安全に利用できること、コンピュータ等の情報機器の使用による健康との関わりを理解すること等を指す。

「生成AIの普及により偽情報が増加する」「フィルターバブル等に子供がさらされている」といった指摘もある中においては、発達の段階に応じた児童生徒の情報モラルを育成することがますます重要であり、また、生成AIの特徴を踏まえれば、情報の真偽を確かめる（いわゆるファクトチェック）方法等もこれらの活動の一環として意識的に学んでいくことが望ましい。生成AIの普及も念頭に置きつつ、発達の段階に応じて以下のような学習活動を強化することが求められる。

- ・ 情報発信による他人や社会への影響について考えさせる学習活動
- ・ ネットワーク上のルールやマナーを守ることの意味について考えさせる学習活動
- ・ 情報には自他の権利があることを考えさせる学習活動
- ・ 情報には誤ったものや危険なものがあることを考えさせる学習活動
- ・ 健康を害するような行動について考えさせる学習活動
- ・ インターネット上に発信された情報は基本的には広く公開される可能性がある、どこかに記録が残り完全に消し去ることはできないといった、情報や情報技術の特性についての理解を促す学習活動

（文科省 前掲ガイドラインより引用）

3 学校現場において押さえておくべきポイント

学校現場においては、テスト問題や各種文書のたたき台作成等の校務において生成 AI の利活用が進むほか、児童生徒の学習場面においても、一人一人のニーズや特性に合った学びを実現したり、新たな視点やより深い視点の出力から学びをより一層深めたりするなどの利活用が進むことが期待される。ここでは、「2.基本的な考え方」で示した考え方に基づき、学校現場での適切な生成 AI の利活用の実現に資するよう、以下①～⑤の観点で共通して押さえておくべきポイントを整理する。

① 安全性を考慮した適正利用

人間中心の原則に基づき生成 AI の利活用に関するリスクに対応するためには、関係法令を遵守した利用を前提とし、開発者や提供者の想定する範囲内での生成 AI サービスの適正な利活用を行うことが重要である。具体的には、年齢制限や保護者の同意の必要性、生成物のライセンスの所在など、生成 AI サービスの提供者が定める最新の利用規約を確認し、遵守する必要がある。

② 情報セキュリティの確保

学校現場において安全に生成 AI を利活用するためには、情報セキュリティの確保が重要である。茅野市が策定する最新の「教育情報セキュリティポリシー」を遵守する必要がある。

③ 個人情報やプライバシー、著作権の保護

学校現場での適切な情報の取扱いの観点では、プライバシーを尊重し個人の権利利益を保護するため、個人情報保護法等の関係法令等を遵守する必要がある。また、生成 AI サービスの利活用時には、意図せず他人の著作権を侵害してしまわないように、生成 AI と著作権制度について正しく理解する必要がある。

④ 公平性の確保

特定の個人、または、集団への人種、性別、国籍、年齢、政治的信念、宗教等の多様な背景を理由とした不当で有害な偏見及び差別が生じることを避けるため、生成 AI の学習データや入力するプロンプト、連携する外部サービス等によって偏りや先入観(バイアス)が含まれ得ることに留意し、公平性を欠くことがないよう、人間の判断を介在させる必要がある。

⑤ 透明性の確保、関係者への説明責任

生成 AI のサービスによっては、未成年の利用にあたって保護者の了解を規約上の要件としているものがある。生成 AI サービスの利用目的やその態様、リスク等の必要な情報を整理し、関係者に提供することが重要である。学校の実態を踏まえ、必要に応じて児童生徒や保護者等への説明や同意を得るとともに、そうした機会を確保する必要がある。

Box-3. 学校現場において生成 AI を活用する際の著作権に関する留意点

(著作権に関する基本的な考え方)

著作権法は、著作物の「公正な利用に留意」しつつ、「著作者等の権利の保護」を図ることで、新たな創作活動を促し、「文化の発展に寄与すること」を目的としており、「著作者等の権利・利益を保護すること」と「著作物を円滑に利用できること」のバランスをとることが重要と考えられている。

著作権は「思想又は感情を創作的に表現した」著作物を保護するものであり、単なる単語やデータ(事実)やアイデア(作風や画風等)は著作物に含まれない。

著作権法に定める権利(複製権や公衆送信権等)の対象となる形で他人の著作物を利用(複製やアップロード等)する場合には、原則として著作権者の許諾が必要である。

許諾なく他人の著作物を利用した場合、著作権侵害となり得る。著作権侵害となるか否かは、「他人の著作物を利用した」といえるか、すなわち、既存の著作物との「類似性(創作的表現が共通していること)」及び「依拠性(既存の著作物を基に創作したこと)」があるか否かで判断される。

ただし、著作物の利用のうち、私的使用のための複製や、学校の授業の過程における複製等の、著作権法上、著作権者の許諾なく著作物を利用できるとされている場合(権利制限規定が適用される場合)には、著作権侵害とならず、利用可能となる。

(学校において生成 AI を活用する場合の著作権に関する基本的な考え方)

学校においても、生成 AI を活用して生成した文章等を利用する場合などにおいては、既存の著作物に係る権利を侵害することのないように留意する必要がある。すなわち、生成物に既存の著作物との類似性及び依拠性があるか否かについて、留意する必要がある。

一方、学校においては、授業の過程における複製についての権利制限規定(著作権法第 35 条)により許諾なく著作物の複製や公衆送信が可能とされている。そのため、この規定の範囲内であれば、教師や児童生徒が生成 AI を活用して生成したものが、既存の著作物との類似性及び依拠性があるものであっても、著作権侵害とはならず、著作権者の許諾なく、授業の過程において利用することが可能である。他方で、授業目的の範囲を超えて利用する場合には、著作権法第 35 条が適用される要件を満たさない。この場合、既存の著作物との類似性及び依拠性がある生成物を利用するには、原則として著作権者の許諾が必要であり、許諾を得ず利用すれば著作権侵害となり得る。

(文科省 前掲ガイドラインより引用)

3-1 教職員が校務で利活用する場面

(1)基本的な考え方

生成 AI は様々な情報を整理し出力することができ、民間企業においても業務の効率化・高度化の観点で積極的に活用されている。教育は、教師と児童生徒の人格的な触れ合いを通じて行われるものであり、適切な指導計画や学習環境の設定、丁寧な実態把握と支援といった、学びの専門職としての教師の役割は、生成 AI が社会インフラの一部となる時代において、より重要なものになるという認識の下に、授業準備や各種文書のたたき台作成を含む校務において利活用することで、校務の効率化や質の向上等、教職員の働き方改革につなげていくことが期待される。また、教職員自身が生成 AI の利活用を通じて新たな技術に慣れ親しみ、利便性や懸念点、賢い付き合い方を知っておくことは、児童生徒の学びをより高度化する観点からも重要である。以上のことから、教職員が生成 AI の仕組みや特徴を理解した上で、生成された内容の適切性を判断できる範囲内で利用するという前提で、校務において生成 AI を積極的に利活用することは有用であると考えられる。

(2)具体的な利活用場面

教職員による利活用例としては、以下のような授業準備・部活動・生徒指導などの児童生徒の指導に関わる業務への支援、教務管理・学校からの情報発信・校内研修などの学校の運営に関わる業務への支援、外部対応への支援などが考えられる。利活用の際には、生成 AI から一度で求める出力がなされることを期待せず、複数回の対話の中で求める出力に近づけていくことや、生成 AI の出力はあくまでも参考の一つであることを認識し、教職員自らがチェックし推敲・完成させるなど、最終的には自分で判断し、生成 AI の出力を踏まえた成果物に自ら責任を持つという基本姿勢が重要である。

Box-4. 教職員による校務での利活用例

児童生徒の指導にかかわる業務への支援

【授業準備】

- ・ 授業で取り扱う教材や確認テスト問題のたたき台を作成する
- ・ 児童生徒による授業の感想の集約を行う
- ・ 授業での発問に対する回答のシミュレーション相手として活用する
- ・ 授業で使用したワークシートや振り返りの内容を基にテスト問題のたたき台を作成する
- ・ 校外学習の実施行程作成のたたき台を作成する

【部活動】

- ・ 過去の部活動の練習メニュー一覧を読み込ませ、毎日の練習メニュー案を作成する

【生活指導】

- ・ 児童生徒等の生活実態の調査のためのアンケート案を作成する

学校の運営にかかわる業務への支援

【教務管理】

- ・ 時間割・授業時数案を作成する

【学校からの情報発信】

- ・ 各種お便り(学年・学級だより、給食だより、保健だより等)・通知文・案内文のたたき台を作成する
- ・ 学校行事に関する HP 掲載文や報告記事のたたき台を作成する

【校内研修】

- ・ 校内研修の資料のたたき台を作成する
- ・ 研修や講演会の録画を読み込ませ、要約・議事録案を作成する

外部対応への支援

- ・ 保護者会・授業参観・保護者面談の日程調整に活用する
- ・ 外部向け講演会の挨拶文のたたき台を作成する

(文科省 前掲ガイドラインより引用)

(3)利活用の際の留意点

校務における生成 AI の積極的な利活用を実現するため、基本的な考え方に留意した上で、以下の点についても考慮する必要がある。

① 安全性を考慮した適正利用

生成 AI サービスの多くは約款に基づく外部サービスとして提供されており、簡易に利用できるが、私用アカウントや教育情報セキュリティ管理者(校長)の許可を得ていない私用端末を用いてはならない。また、出力結果のライセンスの所在など、生成 AI サービスの提供者が定める最新の利用規約を確認し、遵守する必要がある。

② 情報セキュリティの確保

学校教育情報セキュリティポリシーや実施手順、及びそれに基づく教育情報セキュリティ管理者(校長)の指示等を遵守する必要がある。個別契約等に基づき適切なセキュリティ対策が講じられた環境で生成 AI を運用しているような場合を除き、プロンプトに重要性の高い情報である成績情報等を入力してはならない。

③ 個人情報やプライバシー、著作権の保護

学校現場において教職員が生成 AI を利活用する場合、個人情報保護法等の関係法令等を遵守し、個人情報の取扱いに関して必要かつ適切な措置を取る必要がある。例えば、生成 AI サービスに個人情報を含むプロンプトの入力を行う場合には、生成 AI サービスの提供者が当該個人情報を機械学習に利用するか否か等を十分に確認すべきである。この際、生成 AI サービスに個人情報を含むプロンプトを入力し、当該個人情報がプロンプトに対する応答結果の出力以外の目的で取り扱われる場合には、個人情報保護法違反となり得る。

著作権については、著作権法第 35 条の適用を考える場合、教師が、既存の著作物と同一又は類似のものを、学校の HP に掲載することや、保護者向けの学級通信や職員会議・PTA 活動で利用するなどの授業目的の範囲を超えて利用する場合は、授業の過程における利用には当たらず、同条が適用されないため、他の権利制限規定の適用がない場合は著作権侵害となる可能性がある。また、個々の児童生徒が購入することを想定して販売されている問題集等を 1 部購入して、コピーして配付することは、著作権者の利益を不当に害する場合として同条の適用がないと考えられている。生成 AI を利用する場合もこれらの考え方は同様となり、同条の適用について確認する必要がある。

④ 公平性の確保

校務での利活用を想定する場合、データの分析や抽出に生成 AI を利活用することも考えられる。ハルシネーションやバイアス等の生成 AI の特徴も意識した上で、出力された内容を取り入れるかどうかは、教職員が判断しなくてはならない。

⑤ 透明性の確保、関係者への説明責任

学校の管理職は、生成 AI についてどのような運用が行われているかを把握した上で、適切な利活用がなされているかどうかを適時確認する必要がある。その際、働き方改革など、生成 AI の利活用を進める趣旨や目的についての共通理解を図り、利活用を通じて得られた成果は積極的に教職員全体に共有していくことが重要である。

3-2 児童生徒が学習活動で利活用する場面

(1)基本的な考え方

児童生徒の学習場面での利活用に当たっては、使い方によって人間の能力を補助、拡張し、可能性を広げてくれる有用な道具にもなり得ることを理解した上で、発達の段階や情報活用能力の育成状況に十分留意しつつ、リスクや懸念に対策を講じた上で利活用を検討すべきである。利活用の適否の判断に際しては、学習指導要領に示す資質・能力の育成につながるか、授業の目的達成や課題解決に対して効果的であるかを吟味する必要がある。具体的には、児童生徒にハルシネーションやバイアス等の生成 AI の基本的な仕組みや特徴を理解させた上で、生成 AI に全てを委ねるのではなく、自己の判断や考えが重要であることを十分に認識させられるか、適正な評価の阻害や不正行為に繋がらないか、生成 AI の出力を基に深い意味理解を促し、思考力を高める使い方をできるかなど、発達の段階や各教科等における学習の状況等を含む児童生徒の実態を踏まえ、そうした教育活動が可能であるかどうかの見極めが重要である。なお、学習課題やテストの内容によっては、児童生徒が生成 AI を用いることで簡単にこなせる可能性があることも前提に、課題の内容等を吟味することや、問題の本質を問うこと、深い意味理解を促すことを重視した授業づくりを行うことも期待される。

(2)具体的な利活用場面

児童生徒の生成 AI の利活用場面としては、「生成 AI 自体を学ぶ場面(生成 AI の仕組み、利便性・リスク、留意点)」、「使い方を学ぶ場面(より良い回答を引き出すための生成 AI との対話スキル、ファクトチェックの方法等)」、「各教科等の学びにおいて積極的に用いる場面(問題を発見し、課題を設定する場面、自分の考えを形成する場面、異なる考えを整理したり、比較したり、深めたりする場面等での利活用)」等が考えられる。それぞれの場面を意識しつつ、組み合わせたり往還したりしながら情報活用能力の一部として生成 AI の仕組みへの理解や生成 AI を学びに生かす力を高め、「日常使いする(生成 AI を検索エンジンと同様に普段使いする)」ことも視野に入れていくことが考えられる。なお、小学校段階の児童が直接利活用することについては、発達の段階等を踏まえたより慎重な見極めが必要である。

例えば、情報モラル教育やプログラミング教育の一環として教師による生成 AI との対話内容を数多く提示することなどを通じて基本的な事項を学んだり、生成 AI に関する体験を積み重ねることで生成 AI についての冷静な態度を養ったりしていくことが重要と考えられる。このような考え方を踏まえ、学習場面において、利活用が考えられる例、不適切と考えられる例として、以下のような内容が考えられる。これらはあくまで一例であって、その適否については各学校現場の実態に即して適切に判断されるべきである。

Box-5. 学習場面において利活用が考えられる例、不適切と考えられる例

(利活用が考えられる例)

- ・ 情報モラル教育の一環として、生成 AI が生成する誤りを含む出力を教材に、その性質や限界に気付く
- ・ 生成 AI をめぐる社会的論議について児童生徒が主体的に考え、議論する過程で、その素材として活用する
- ・ グループの考えをまとめる、アイデアを出す活動の途中段階で、一定の議論やまとめをした上で、足りない視点を見つけ議論を深める目的で活用する
- ・ 英会話の相手として活用したり、より自然な英語表現への改善や一人一人の興味関心に応じた単語リストや例文リストの作成に活用したりする
- ・ 外国人児童生徒等の日本語学習や学習場面での補助のために活用する
- ・ 生成 AI の利活用方法を学ぶ目的で、自ら作った文章を生成 AI に修正させたものを「たたき台」として、自分なりに何度も推敲し、より良い文章として修正した過程・結果をワープロソフトの校閲機能を使って提出する
- ・ プログラミングの授業において、児童生徒のアイデアを実現するためのプログラムの制作に活用する
- ・ 生成 AI を利活用した問題発見・課題解決能力を積極的に評価する観点からパフォーマンステストを行う
- ・ 教科書等の内容を児童生徒それぞれの進度に合わせて理解するために、解説やイメージを出力し、より内容に対する深い理解を生み出す助けとする

(不適切と考えられる例)

- ・ 生成 AI 自体の性質やメリット・デメリットに関する学習を十分に行っていないなど、情報モラルを含む情報活用能力が十分育成されていない段階で、自由に使用する
- ・ 各種コンクールの作品やレポート・小論文等について、生成 AI による生成物をほぼそのまま自己の成果物として応募・提出する(コンクールへの応募を推奨する場合は応募要項等を踏まえた十分な指導が必要)
- ・ 詩や俳句の創作、音楽・美術等の表現・鑑賞など、感性や独創性を発揮させたい場面、初発の感想を求める場面等で安易に使わせる
- ・ テーマに基づき調べる場面などで、教科書等の質の担保された教材を用いる前に安易に利用する
- ・ 教師が正確な知識に基づきコメント・評価すべき場面で、教師の代わりに生成 AI の出力のみに頼る
- ・ 定期考査や小テスト等で使わせる(学習の進捗や成果を把握・評価するという目的に合致しない。CBT で行う場合も、フィルタリング等により、生成 AI が使用し得る状態とならないよう十分注意すべき)
- ・ 児童生徒の学習評価を、教師が判断せずに生成 AI からの出力をもって行う
- ・ 教師が専門性を発揮し、人間的な触れ合いの中で行うべき教育指導を実施せずに、生成 AI のみに相談させる

(文科省 前掲ガイドラインより引用)

ロングモント市・茅野市姉妹都市交流事業について

生涯学習課

茅野市は、アメリカ合衆国コロラド州ロングモント市と平成2年（1990）に姉妹都市提携を締結しました。平成3年（1991）からは、中高生を対象とした相互のホームステイ交流を行っています。

1 目的

交流により両市の親睦を深める中で、互いの国の生活や文化を体験することにより、国際感覚を養い国際的な視野を持つ人材の育成を目的とする。

2 ロングモント市からの受入れ

（1）受入概要

受入期間：7月16日（木）～26日（日）

来訪団：中高生（13歳～18歳）8名、引率者2名

交流内容

- ・保育園及び小中学校、高校との交流
- ・日本文化の体験（空手、盆踊り、浴衣着付）
- ・市内施設等見学（尖石縄文考古館、諏訪大社上社本宮、松木寒天産業 等）

（2）市長表敬訪問、来訪団紹介セレモニー

日時：7月23日（木） 表敬訪問 午前10時30分～

紹介セレモニー 午前11時10分～

場所：市役所第2応接室、1階ロビー

3 茅野市からの派遣

（1）派遣概要

派遣期間：7月26日（日）～8月5日（水） ※8月6日帰国

派遣団：生徒 8名（中学生3名、高校生5名）

引率者2名（公募で選考）

R8.6 定例教育委員会 資料

交流内容（予定）

- ・文化交流（ロングモント市、メキシコ グズマン市、ノーザン アラパホ族）
- ・市議会への出席（「茅野市の紹介プレゼンテーション」の発表）
- ・市内施設見学（イノベーションセンター、レクセンター、美術館、ユースセンター、カネモトパーク 等）
- ・高校見学、大学見学

（２）出発式

日時：7月7日（火） 午後7時～

場所：市民活動センター 集会室

内容

- ・決意の言葉
- ・「茅野市紹介プレゼンテーション」の発表

4 その他

報告会を9月10日（木）19：00～予定しています。場所：市民活動センタ

—

担当：生涯学習課 生涯学習係 西澤（内線 635）

【公開用】

2026年度ロングモント市・茅野市姉妹都市交流事業 スケジュール(受入)

2026.6.17現在

取材をご希望の場合は、事前にNPO法人茅野国際クラブへ連絡してください

NPO法人茅野国際クラブ(受託者) 事務局: 大谷

日付	時間	内容	場所	取材	市民参加
7月16日(木)	18:30-20:00	Welcome Party	市民活動センター集会室	○	
7月17日(金)	9:15-10:30 11:00-15:10 15:30-16:30	玉川保育園訪問 東部中学校訪問 尖石縄文考古館見学	玉川保育園 東部中学校 尖石縄文考古館	○ ○ ○	
7月18日(土)		Family day		×	
7月19日(日)		Family day		×	
7月20日(月・祝)	9:20-11:30 12:00~15:00	北ハケ岳ロープウェイ、坪庭散策 BBQ	北ハケ岳ロープウェイ、坪庭自然園 ホープ・ロッヂ	○ ○	
7月21日(火)	9:00-14:00 15:30-16:15 18:30-20:00	北山小学校訪問 盆踊り体験 空手体験	北山小学校 市民活動センター集会室 ほしともテラス 星友館	○ ○ ○	○
7月22日(水)	9:00-11:45 12:00-13:00 13:15-14:15 14:30-16:30	日本文化体験(カラオケ)、お昼 諏訪大社上社本宮観光 買い物 東海大学付属諏訪高等学校訪問	まねきねこ諏訪インター店 諏訪大社上社本宮 ドン・キホーテ茅野店 東海大学付属諏訪高等学校	× × × ○	
7月23日(木)	9:00-10:00 10:30-11:40 12:00-13:00 14:45-16:00 // 16:00-17:00	真徳寺訪問 市長表敬訪問、ロビースピーチ 工場見学①、お昼 工場見学② 工場見学③ 諏訪大社上社前宮観光	真徳寺 市役所 テンハウ・フーズ本社・工場 (株)ダイワ金属 松木寒天産業(株) 諏訪大社上社前宮	○ ○ ○ ○ ○ ×	○ロビースピーチ
7月24日(金)	10:00-11:30 12:00-16:00	松本城見学 昼食、買い物	松本城 松本イオンモール	× ×	
7月25日(土)	12:00-14:30	Farewell Party	市役所議会棟 大会議室	○	
7月26日(日)	8:00 8:30	お別れ会・出発の会 出発	市役所正面玄関	○	

【公開用】

2026年度ロングモント市・茅野市姉妹都市交流事業 スケジュール（派遣）

※日付は現地時間

2026.6.20現在

日付	活動内容	場所
7/26(日)	茅野市派遣団到着	成田空港発、デンバー国際空港着
7/27(月)	陶器タイル絵付け体験	Crackpots
	スカイライン高校見学（理科実験室見学・数学演習・地域史の授業）	スカイライン高校
	ウェルカムポットラック	ルーズベルト・パーク
7/28(火)	ヒストリー・コロラド・センター見学（コロラド州の歴史や文化、先住民との関わりなどについて）	ヒストリー・コロラド・センター
	コロラド州会議事堂見学	コロラド州会議事堂
7/29(水)	文化交流の日	ロングモント・ミュージアム
	美術館での活動	ロングモント・ミュージアム
7/30(木)	リリー湖散策、エステスパーク・ビジターセンター見学、ダウンタウンでのショッピング	リリー湖・エステスパーク周辺
7/31(金)	Family Day	
8/1(土)	ボルダー郡フェアパレード参加	ボルダー
	交流パーティー	ロングモント市内の教会
8/2(日)	Family Day	
8/3(月)	デンバー自然科学博物館見学	デンバー自然科学博物館
	ロッキーズ vs レイズ 野球観戦	クアーズ・フィールド（デンバー）
8/4(火)	プールでの交流会	サンセットプール
	フェアウェルパーティー	Kanemoto Park
8/5(水)	帰国（日本着8/6（木））	デンバー国際空港発、成田空港着